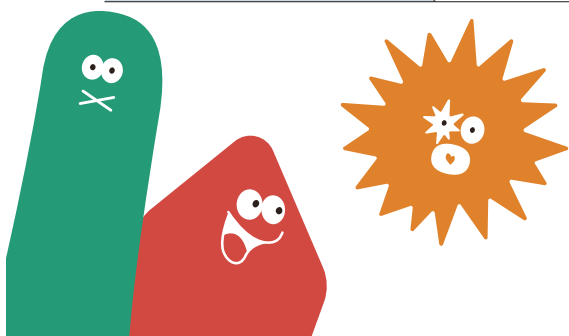


分譲地

菊池郡菊陽町馬場楠 全11区画

所在地（地番）	菊池郡菊陽町馬場楠495番2、497番1、498番1より分合筆する一部		
ナビ検索	菊池郡菊陽町馬場楠590-5北側		
地積/坪数/価格	【1号地】201.30㎡/60.89坪/12,000,000円 【2号地】201.56㎡/60.97坪/12,000,000円 【3号地】200.84㎡/60.75坪/11,000,000円 【4号地】221.24㎡/66.92坪/12,000,000円 【5号地】205.66㎡/62.21坪/12,000,000円 【6号地】322.90㎡/97.67坪/12,000,000円 【7号地】269.28㎡/81.45坪/11,000,000円 【8号地】267.40㎡/80.88坪/11,400,000円 【9号地】250.35㎡/75.73坪/11,300,000円 【10号地】226.15㎡/68.41坪/10,000,000円 【11号地】260.56㎡/78.81坪/10,800,000円		
交通	菊陽町巡回バス「上村」バス停 徒歩約4分（約309m）		
地目	宅地	土地権利	所有権
都市計画	市街化調整区域	用途地域	無指定
建ぺい率	70%	容積率	200%
接道	新設道路 幅員6mに14.93m接道（転回部分含む）10号地		
学校区	菊陽南小学校 徒歩約15分（約1135m）、菊陽中学校 徒歩約37分（約2890m）		
法令制限	航空法、景観法		
設備	公営水道 公共下水		
現況	造成工事中		
引渡し	令和9年2月1日以降予定 完成宅地渡し		
開発許可番号	熊本県指令北景建第51号		
開発区域面積	（実測）3387.69㎡		
農地転用許可番号	熊本県指令農計第30号		
取引態様	媒介		
広告有効期限	令和8年10月17日		



株式会社 ランドフォーメーション

LAND FORMATION

熊本県知事(1)第5594号
〒861-4109 熊本市南区日吉2丁目12番70号
TEL: 096-288-6309 FAX: 096-288-6329



Precious land LFP/101

菊池市菊陽町馬場楠 全11区画

全区画建築条件無し



区画	地積	坪数	価格	(坪単価)	予約
1	201.30 m ²	60.89 坪	12,000,000円	(197,076円)	
2	201.56 m ²	60.97 坪	12,000,000円	(196,818円)	
3	200.84 m ²	60.75 坪	11,000,000円	(181,069円)	
4	221.24 m ²	66.92 坪	12,000,000円	(179,318円)	
5	205.66 m ²	62.21 坪	12,000,000円	(192,895円)	
6	322.90 m ²	97.67 坪	12,000,000円	(122,862円)	
7	269.28 m ²	81.45 坪	11,000,000円	(135,052円)	
8	267.40 m ²	80.88 坪	11,400,000円	(140,949円)	
9	250.35 m ²	75.73 坪	11,300,000円	(149,214円)	
10	226.15 m ²	68.41 坪	10,000,000円	(146,177円)	
11	260.56 m ²	78.81 坪	10,800,000円	(137,038円)	

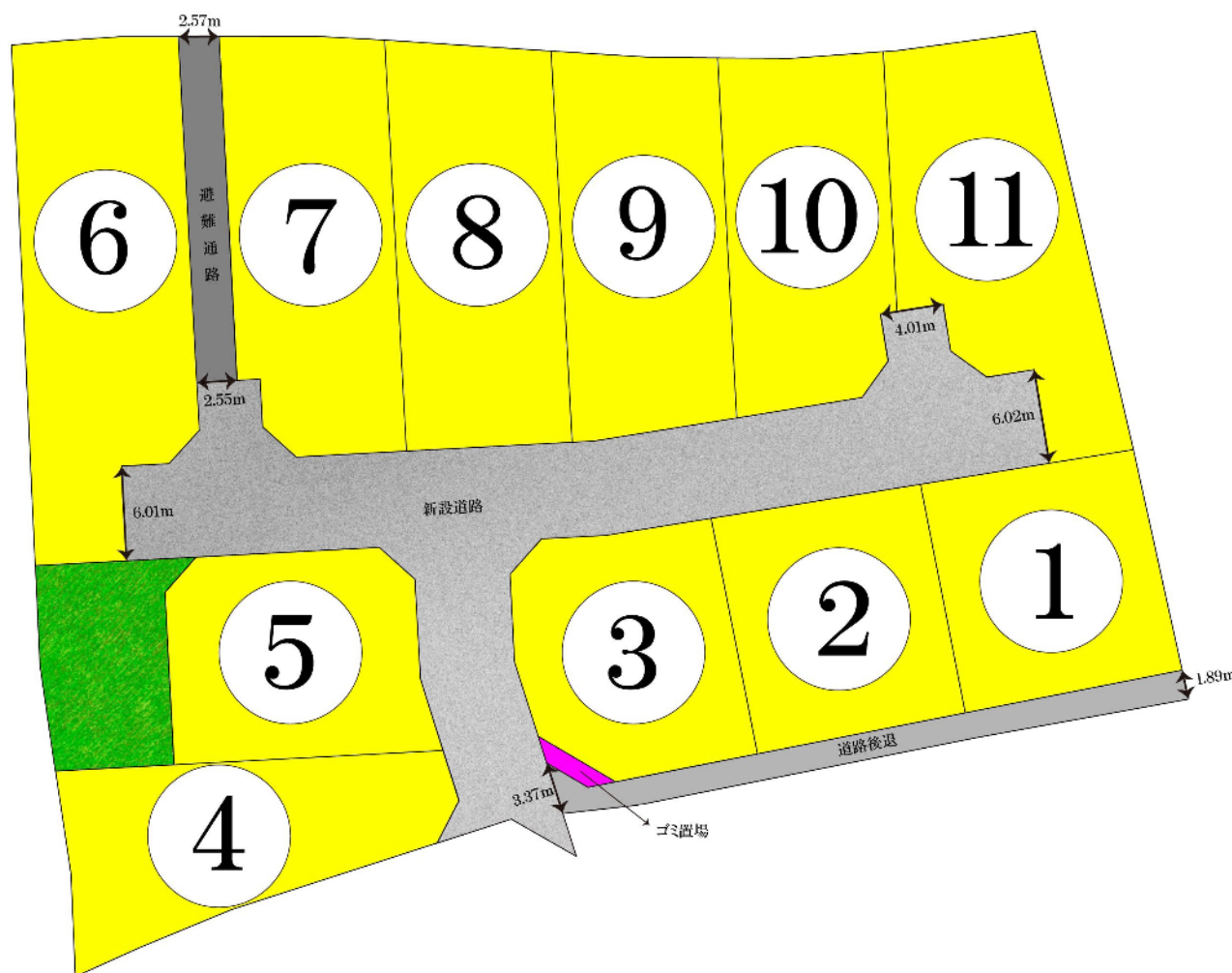
備考

※建築条件なしのため、好きなハウスメーカー、工務店様等にて建築が可能です！

※引渡については、完成宅地造成渡しとなります。

※空き状況につきましては、変更が生じる場合がございますのでお気軽にお問い合わせ下さい

菊池郡菊陽町馬場楠字迫 全11区画



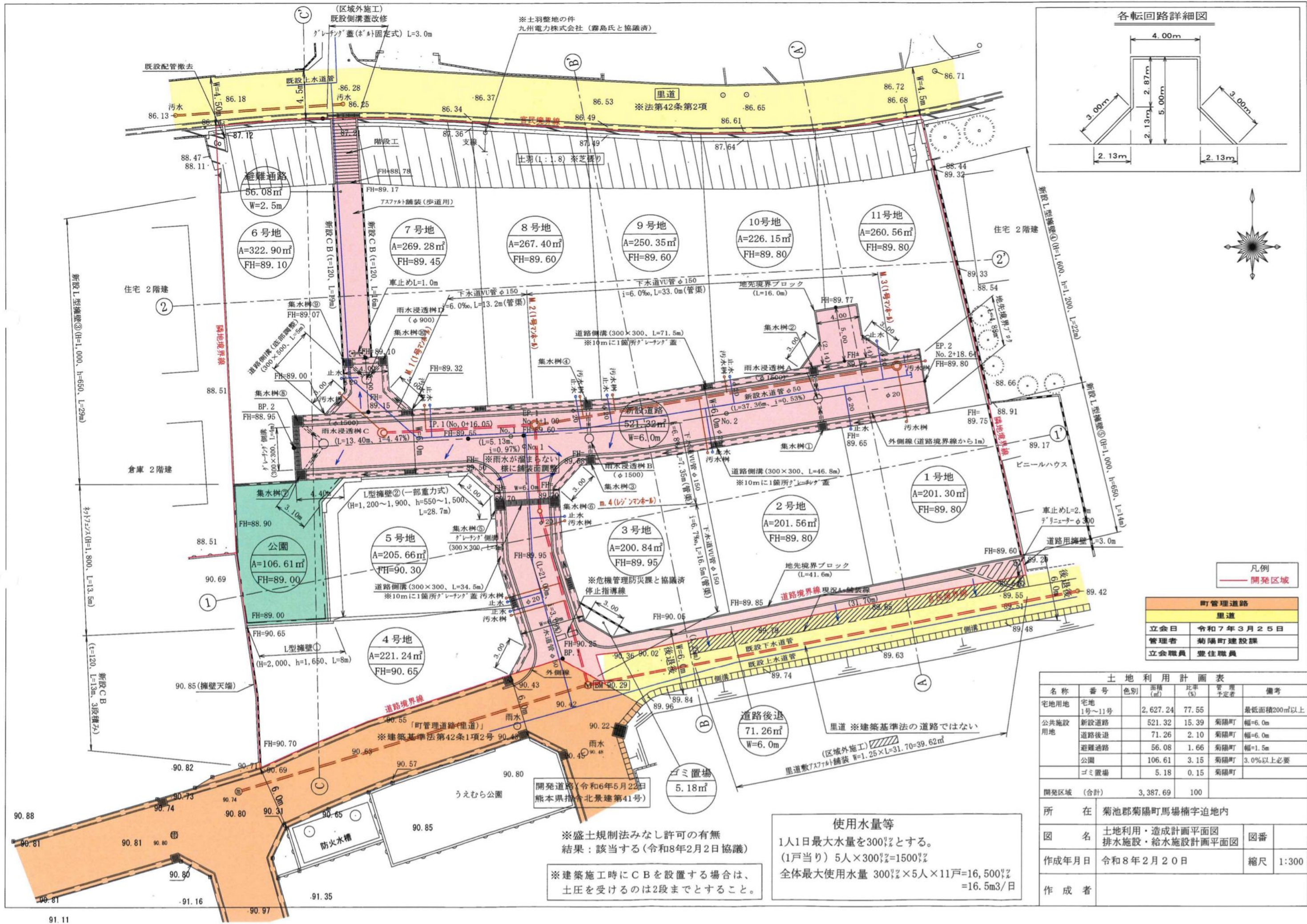


60m

1:1168



500m



凡例
—— 開発区域

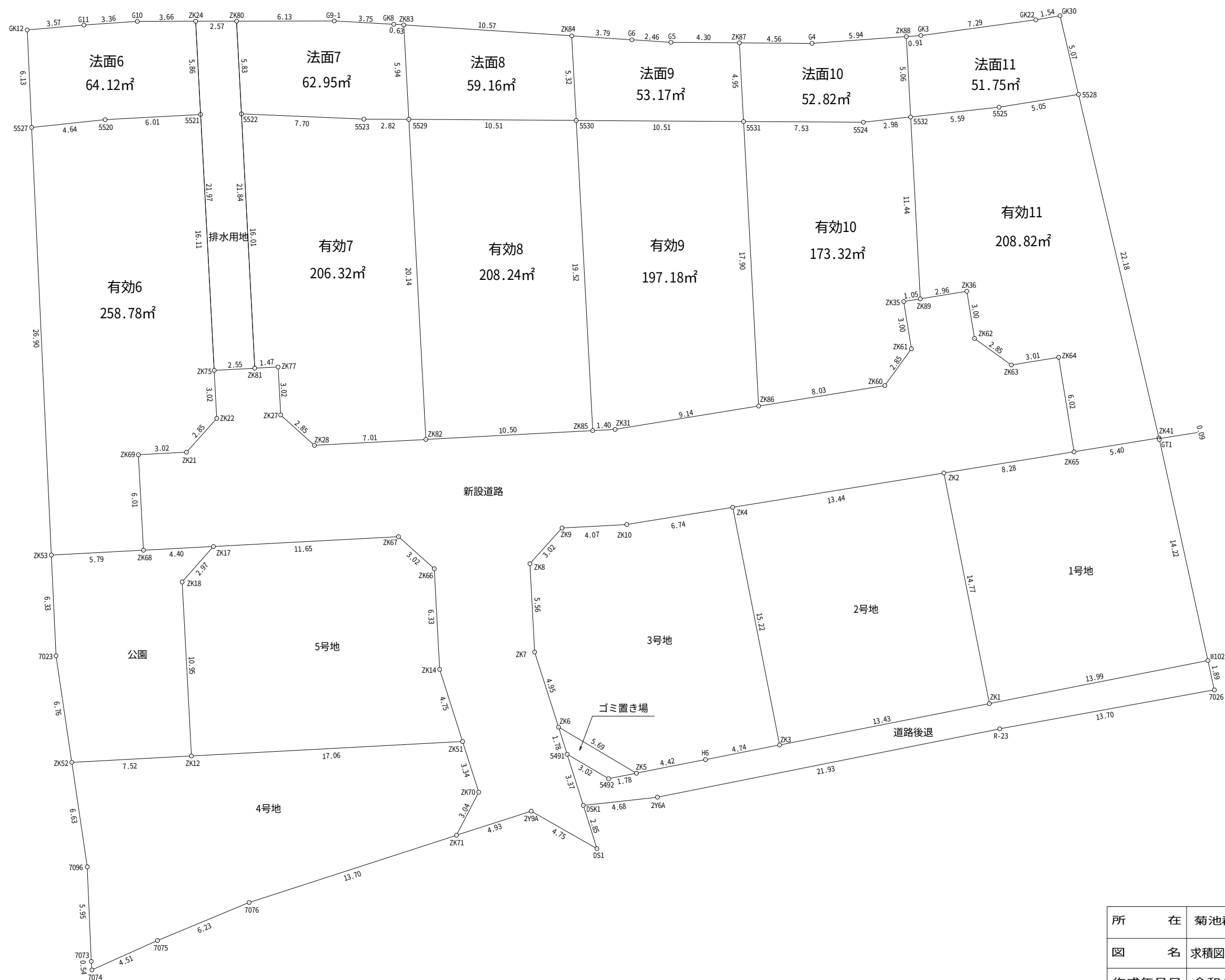
町管理道路	
里道	
立会日	令和7年3月25日
管理者	菊陽町建設課
立会職員	豊住職員

土地利用計画表					
名称	番号	色別	面積 (㎡)	比率 (%)	備考
宅地用地	宅地				
	1号~11号		2,627.24	77.55	最低面積200㎡以上
公共施設用地	新設道路		521.32	15.39	菊陽町 幅=6.0m
	道路後退		71.26	2.10	菊陽町 幅=6.0m
	避難通路		56.08	1.66	菊陽町 幅=1.5m
	公園		106.61	3.15	菊陽町 3.0%以上必要
	ゴミ置場		5.18	0.15	菊陽町

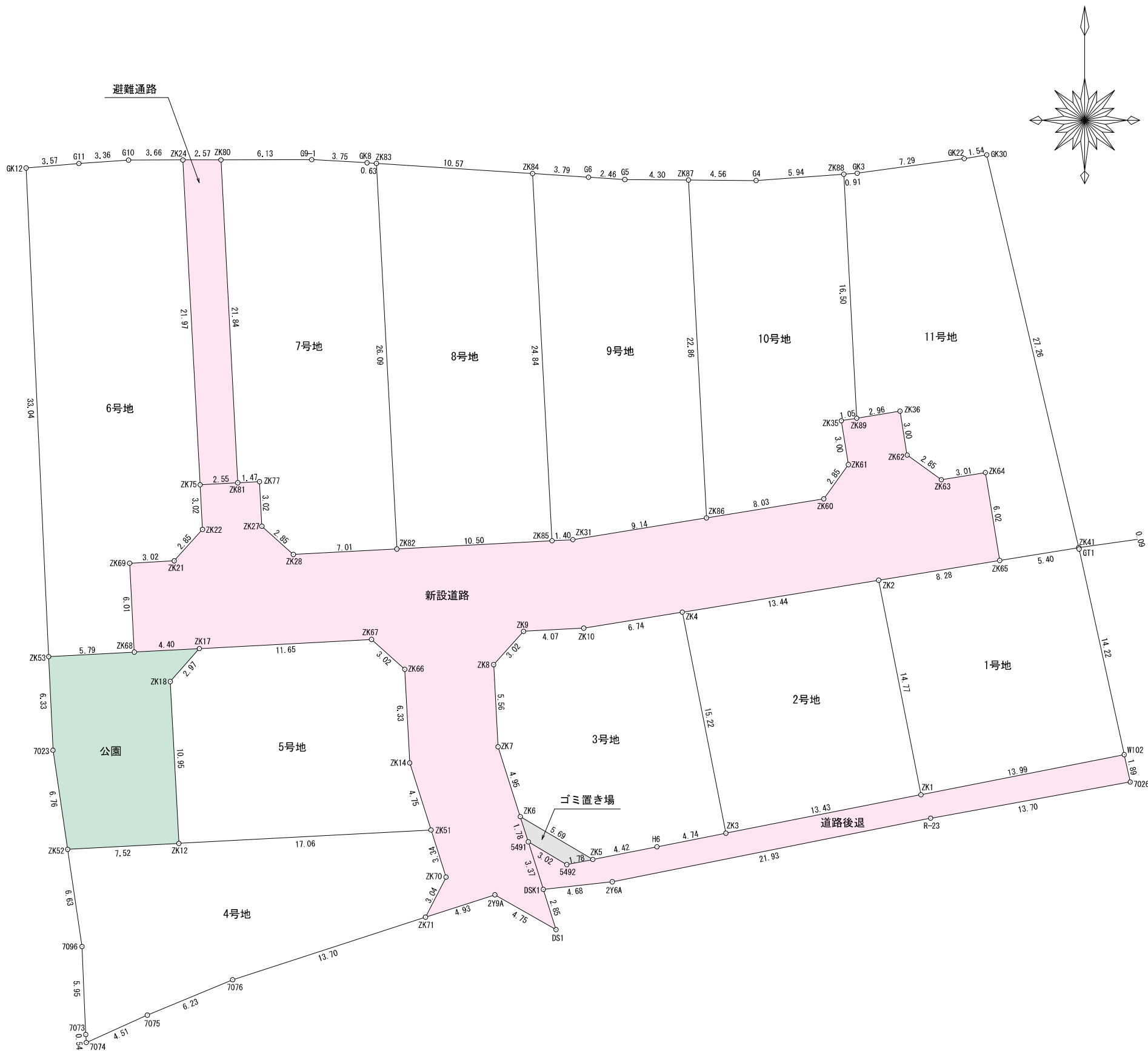
開発区域（合計）		3,387.69	100		
所	在	菊池郡菊陽町馬場楠字迫地内			
図	名	土地利用・造成計画平面図 排水施設・給水施設計画平面図		図番	
作成年月日	令和8年2月20日			縮尺	1:300
作	成	者			

使用水量等
1人1日最大水量を300ℓとする。
(1戸当り) 5人×300ℓ=1500ℓ
全体最大使用水量 300ℓ×5人×11戸=16,500ℓ
=16.5m3/日

※盛土規制法みなし許可の有無
結果：該当する(令和8年2月2日協議)
※建築施工時にCBを設置する場合は、
土圧を受けるのは2段までとすること。



所 在	菊池郡菊陽町馬場楠字迫		
図 名	求積図(有効・法面面積)	縮尺	1 : 3 0 0
作成年月日	令和 8 年 7 月 1 0 日		
作 成 者	株式会社イースト・エイト 代表取締役 小松祐介 TEL 096-234-7654		



求積表

地 番	1号地			
N0	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
ZK41		-16522.270	-14492.420	-88608.934010
GT1		-16522.364	-14492.396	-50789.746936
W102		-16536.253	-14489.346	176656.790799
ZK1		-16538.961	-14503.079	274414.440912
ZK2		-16524.468	-14505.938	-87910.169760
ZK65		-16523.137	-14497.759	-223359.765966
合 計				402.615039
合 計 面 積				201.3075195
地 積				201.30㎡

地 番	2号地			
N0	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
ZK2		-16524.468	-14505.938	-266556.193308
ZK1		-16538.961	-14503.079	170781.311286
ZK3		-16541.562	-14516.264	266831.936622
ZK4		-16526.625	-14519.210	-170653.929750
合 計				403.124850
合 計 面 積				201.5624250
地 積				201.56㎡

地 番	3号地			
N0	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
ZK4		-16526.625	-14519.210	-158738.233125
ZK3		-16541.562	-14516.264	28302.612582
H6		-16542.481	-14520.921	148799.616595
ZK5		-16543.336	-14525.259	152794.251296
ZK6		-16540.441	-14530.157	105875.362841
ZK7		-16535.722	-14531.660	29731.228156
ZK8		-16530.170	-14531.955	-28498.013080
ZK9		-16527.924	-14529.936	-100588.945464
ZK10		-16527.708	-14525.869	-177276.196008
合 計				401.683793
合 計 面 積				200.8418965
地 積				200.84㎡

地 番	4号地			
N0	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
ZK12		-16542.252	-14553.230	-406294.251372
ZK51		-16541.346	-14536.187	-298687.084722
ZK70		-16544.530	-14535.173	6270.376870
ZK71		-16547.232	-14536.566	238710.368832
7076		-16551.462	-14549.599	311117.831214
7075		-16553.851	-14555.363	163618.263284
7074		-16555.703	-14559.483	68888.280183
7073		-16555.163	-14559.524	4850.662759
7096		-16549.215	-14559.776	20256.239160
ZK52		-16542.652	-14560.748	-108288.199992
合 計				442.486216
合 計 面 積				221.2431080
地 積				221.24㎡

所 在	菊池郡菊陽町馬場楠字迫		
図 名	求積図・公共施設新旧対照図①	縮 尺	1 : 3 0 0
作成年月日	令和 8 年 3 月 2 5 日		
作 成 者			

地 番	5号地			
N0	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
ZK67		-16528.471	-14540.212	-229431.705951
ZK66		-16530.490	-14537.966	-42665.194690
ZK14		-16536.813	-14537.631	-29418.990327
ZK51		-16541.346	-14536.187	258028.456254
ZK12		-16542.252	-14553.230	291557.191500
ZK18		-16531.317	-14553.812	-22862.811411
ZK17		-16529.089	-14551.847	-224795.610400
合 計				411.334975
合 計 面 積				205.6674875
地 積				205.66㎡

地 番	6号地			
N0	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
ZK24		-16496.076	-14552.961	-79742.031384
ZK75		-16518.021	-14551.795	-21919.413867
ZK22		-16521.037	-14551.634	28895.293713
ZK21		-16523.161	-14553.544	81393.091086
ZK69		-16523.321	-14556.560	44563.396737
ZK68		-16529.323	-14556.241	90431.926133
ZK53		-16529.631	-14562.031	120848.132241
GK12		-16496.621	-14563.552	-33719.093324
G11		-16496.317	-14559.987	-114204.002591
G10		-16496.085	-14556.629	-115901.493210
合 計				645.805534
合 計 面 積				322.9027670
地 積				322.90㎡

地 番	7号地			
N0	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
ZK83		-16496.307	-14539.881	-33240.058605
ZK82		-16522.361	-14538.495	92773.057015
ZK28		-16522.733	-14545.496	150769.938625
ZK27		-16520.823	-14547.620	37733.559732
ZK77		-16517.807	-14547.780	26890.989796
ZK81		-16517.885	-14549.248	43095.161965
ZK80		-16496.071	-14550.389	-82364.882503
G9-1		-16496.056	-14544.255	-162964.537224
GK8		-16496.266	-14540.510	-72154.667484
合 計				538.561317
合 計 面 積				269.2806585
地 積				269.28㎡

地 番	8号地			
N0	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
ZK84		-16496.995	-14529.329	-195835.827645
ZK85		-16521.803	-14528.010	151438.846298
ZK82		-16522.361	-14538.495	196136.947431
ZK83		-16496.307	-14539.881	-151205.149962
合 計				534.816122
合 計 面 積				267.4080610
地 積				267.40㎡

地 番	9号地			
N0	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
ZK87		-16497.432	-14518.791	-90966.840048
ZK86		-16520.261	-14517.578	129072.799193
ZK31		-16521.729	-14526.604	172354.676928
ZK85		-16521.803	-14528.010	45021.913175
ZK84		-16496.995	-14529.329	-40632.098685
G6		-16497.242	-14525.547	-102893.298354
G5		-16497.400	-14523.092	-111456.434400
合 計				500.717809
合 計 面 積				250.3589045
地 積				250.35㎡

地 番	10号地			
N0	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
ZK88		-16497.039	-14508.298	-112245.853356
ZK89		-16513.524	-14507.421	2724.731460
ZK35		-16513.693	-14508.463	9264.181773
ZK61		-16516.659	-14507.982	19572.240915
ZK60		-16518.972	-14509.648	158516.055312
ZK86		-16520.261	-14517.578	151044.746323
ZK87		-16497.432	-14518.791	-55315.889496
G4		-16497.466	-14514.225	-173107.910738
合 計				452.302193
合 計 面 積				226.1510965
地 積				226.15㎡

地 番	11号地			
N0	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
GK30		-16495.729	-14498.638	-127660.446731
ZK41		-16522.270	-14492.420	-14523.075330
ZK65		-16523.137	-14497.759	104178.378785
ZK64		-16517.195	-14498.725	65110.782690
ZK63		-16517.679	-14501.701	87362.004231
ZK62		-16516.014	-14504.014	46162.259130
ZK36		-16513.048	-14504.496	56259.954536
ZK89		-16513.524	-14507.421	62784.418248
ZK88		-16497.039	-14508.298	-577.396365
GK3		-16496.973	-14507.386	-134268.863247
GK22		-16495.986	-14500.159	-144306.885528
合 計				521.130419
合 計 面 積				260.5652095
地 積				260.56㎡

地 番	新設道路			
N0	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
ZK64		-16517.195	-14498.725	-65110.782690
ZK65		-16523.137	-14497.759	119181.387181
ZK2		-16524.468	-14505.938	354466.363068
ZK4		-16526.625	-14519.210	329392.162875
ZK10		-16527.708	-14525.869	177276.196008
ZK9		-16527.924	-14529.936	100588.945464
ZK8		-16530.170	-14531.955	28498.013080
ZK7		-16535.722	-14531.660	-29731.228156
ZK6		-16540.441	-14530.157	-33825.201845
5491		-16542.145	-14529.615	-25739.577620
DSK1		-16545.360	-14528.601	-30972.913920
DS1		-16548.079	-14527.743	54145.314488
2Y9A		-16545.722	-14531.873	145982.905206
ZK71		-16547.232	-14536.566	54605.865600
ZK70		-16544.530	-14535.173	-6270.376870
ZK51		-16541.346	-14536.187	40658.628468
ZK14		-16536.813	-14537.631	29418.990327
ZK66		-16530.490	-14537.966	42665.194690
ZK67		-16528.471	-14540.212	229431.705951
ZK17		-16529.089	-14551.847	264944.767581
ZK68		-16529.323	-14556.241	77902.699299
ZK69		-16523.321	-14556.560	-44563.396737
ZK21		-16523.161	-14553.544	-81393.091086
ZK22		-16521.037	-14551.634	-28895.293713
ZK75		-16518.021	-14551.795	-39411.998106
ZK81		-16517.885	-14549.248	-66319.308275
ZK77		-16517.807	-14547.780	-26890.989796
ZK27		-16520.823	-14547.620	-37733.559732
ZK28		-16522.733	-14545.496	-150769.938625
ZK82		-16522.361	-14538.495	-288910.004446
ZK85		-16521.803	-14528.010	-196460.759473
ZK31		-16521.729	-14526.604	-172354.676928
ZK86		-16520.261	-14517.578	-280117.545516
ZK60		-16518.972	-14509.648	-158516.055312
ZK61		-16516.659	-14507.982	-19572.240915
ZK35		-16513.693	-14508.463	-9264.181773
ZK89		-16513.524	-14507.421	-65509.149708
ZK36		-16513.048	-14504.496	-56259.954536
ZK62		-16516.014	-14504.014	-46162.259130
ZK63		-16517.679	-14501.701	-87362.004231
合 計				1042.650147
合 計 面 積				521.3250735
地 積				521.32㎡

所 在	菊池郡菊陽町馬場楠字迫		
図 名	求積図・公共施設新旧対照図②	縮尺	1：300
作成年月日	令和8年3月25日		
作 成 者			

地 番	道路後退			
NO	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
W102		-16536.253	-14489.346	-233806.081167
7026		-16538.103	-14488.940	216318.387240
R-23		-16540.547	-14502.426	578919.145000
2Y6A		-16544.844	-14523.940	433061.291700
DSK1		-16545.360	-14528.601	93894.918000
5491		-16542.145	-14529.615	-26285.468405
5492		-16543.682	-14527.012	-72064.278792
ZK5		-16543.336	-14525.259	-100765.459576
H6		-16542.481	-14520.921	-148799.616595
ZK3		-16541.562	-14516.264	-295134.549204
ZK1		-16538.961	-14503.079	-445195.752198
合 計				142.536003
合 計 面 積				71.2680015
地 積				71.26㎡

地 番	避難通路			
NO	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
ZK80		-16496.071	-14550.389	-61249.911623
ZK81		-16517.885	-14549.248	23224.146310
ZK75		-16518.021	-14551.795	61331.411973
ZK24		-16496.076	-14552.961	-23193.482856
合 計				112.163804
合 計 面 積				56.0819020
地 積				56.08㎡

地 番	公園			
NO	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
ZK17		-16529.089	-14551.847	-40149.157181
ZK18		-16531.317	-14553.812	22862.811411
ZK12		-16542.252	-14553.230	114737.059872
ZK52		-16542.652	-14560.748	140761.425868
7023		-16535.957	-14561.739	21215.632831
ZK53		-16529.631	-14562.031	-90879.911238
ZK68		-16529.323	-14556.241	-168334.625432
合 計				213.236131
合 計 面 積				106.6180655
地 積				106.61㎡

地 番	ゴミ置き場			
NO	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
ZK6		-16540.441	-14530.157	-72050.160996
ZK5		-16543.336	-14525.259	-52028.791720
5492		-16543.682	-14527.012	72064.278792
5491		-16542.145	-14529.615	52025.046025
合 計				10.372101
合 計 面 積				5.1860505
地 積				5.18㎡

合 計 面 積	3387.69	㎡
---------	---------	---

所 在	菊池郡菊陽町馬場楠字迫		
図 名	求積図・公共施設新旧対照図③	縮 尺	1 : 3 0 0
作成年月日	令和8年3月25日		
作 成 者			

申請人

譲受人 住所

氏名

譲渡人 住所

氏名

令和8年（2026年）2月20日付けで申請のありました農地の所有権の移転については、農地法（昭和27年法律第229号）第5条第1項及び同条第3項において準用する同法第4条第7項の規定により次の条件を付して許可します。

令和8年（2026年）7月8日

熊本県知事 木村 敬



1 物件の表示

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	摘要
		登記簿	現況		
菊池郡菊陽町大字馬場楠字迫	497-1	畑	畑	1,657.00	

2 条件 次の事項に違反した場合は、この許可を取り消すことがあります。

- (1) 転用目的（用途） 特定建築条件付売買予定地
- (2) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (3) 譲受人（又は被設定者）は、許可に係る工事（住宅の建設工事を含む。）が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を、また、許可に係る工事が完了したときはその旨をそれぞれ農業委員会を経由して遅滞なく報告すること。
- (4) 農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。

※ 注意事項

- (1) 許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。
- (2) 申請書に記載された事業計画を変更せざるを得ない場合は、事前に所管農業委員会を経由して知事の承認を受ける必要があります。

裏面に続く

教 示

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

申請人

譲受人 住所

氏名

譲渡人 住所

氏名

令和8年（2026年）2月20日付けで申請のありました農地の所有権の移転については、農地法（昭和27年法律第229号）第5条第1項及び同条第3項において準用する同法第4条第7項の規定により次の条件を付して許可します。

令和8年（2026年）7月8日

熊本県知事 木村 敬



1 物件の表示

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	摘要
		登記簿	現況		
菊池郡菊陽町大字馬場楠字迫	498-1	畑	畑	1,666.00	

2 条件 次の事項に違反した場合は、この許可を取り消すことがあります。

- (1) 転用目的（用途） 特定建築条件付売買予定地
- (2) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (3) 譲受人（又は被設定者）は、許可に係る工事（住宅の建設工事を含む。）が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を、また、許可に係る工事が完了したときはその旨をそれぞれ農業委員会を経由して遅滞なく報告すること。
- (4) 農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。

※ 注意事項

- (1) 許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。
- (2) 申請書に記載された事業計画を変更せざるを得ない場合は、事前に所管農業委員会を経由して知事の承認を受ける必要があります。

裏面に続く

教 示

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

申請人

譲受人 住所

氏名

譲渡人 住所

氏名

令和8年（2026年）2月20日付けで申請のありました農地の所有権の移転については、農地法（昭和27年法律第229号）第5条第1項及び同条第3項において準用する同法第4条第7項の規定により次の条件を付して許可します。

令和8年（2026年）7月8日

熊本県知事 木村 敬



1 物件の表示

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	摘要
		登記簿	現況		
菊池郡菊陽町大字馬場楠字迫	495-5	畑	畑	93.00	

2 条件 次の事項に違反した場合は、この許可を取り消すことがあります。

- (1) 転用目的（用途） 特定建築条件付売買予定地
- (2) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (3) 譲受人（又は被設定者）は、許可に係る工事（住宅の建設工事を含む。）が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を、また、許可に係る工事が完了したときはその旨をそれぞれ農業委員会を経由して遅滞なく報告すること。
- (4) 農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。

※ 注意事項

- (1) 許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。
- (2) 申請書に記載された事業計画を変更せざるを得ない場合は、事前に所管農業委員会を経由して知事の承認を受ける必要があります。

裏面に続く

教 示

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。））を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。））、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

熊本県指令北景建第51号

熊本市東区小山五丁目30番7号
有限会社井芹工務店

令和8年(2026年)6月22日付けで申請の開発行為については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、別紙の条件を付して次のとおり許可します。

令和8年(2026年)7月8日

熊本県知事 木村 敬



開 発 行 為 の 概 要	開発行為に含まれる地域の名 称	菊池郡菊陽町大字馬場楠字迫495番5、同497番1、同 498番1及び同628番1の一部
	開発区域の面積	(公簿) ー 平方メートル (実測) 3,387.69 平方メートル
	予定建築物等の用途	専用住宅（11区画）
	工事施行者住所、氏名	
	工事着工予定年月日	令和8年(2026年)8月1日
	工事完了予定年月日	令和10年(2028年)5月31日
	自己の居住又は業務の用に供 するものか否かの別	非自己用
	法第34条の該当号及び該当 する理由	法第34条第11号
教 示	その他の必要な事項	別紙許可条件を遵守すること。
	1 この処分に対して不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算 して3か月以内に、熊本県開発審査会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日（上記1の審査請求をし た場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か 月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者になります。）提起す ることができます。	

別 紙

許 可 条 件

【法第41条第1項に基づく制限】

- 1 なし

【法第79条に基づく許可条件】

- 1 当該開発行為に関する工事に伴う地区外への濁水、土砂流出等については、仮調整池、土砂流出防止工、仮排水工等の防災対策工を施し、開発区域内及び周辺に災害を及ぼすことのないよう適切な防災措置を講じること。
- 2 土砂及び機材の搬入搬出については、警察等関係機関と十分協議のうえ行うこと。
- 3 周辺住民の生活環境に与える影響に配慮し、建設機械による騒音・振動、土砂運搬による土砂飛散・じんあい対策を十分検討し、工事の安全管理及び施行管理を十分行うこと。
- 4 当該開発行為に関する工事に伴う建設副産物は、その発生を抑制し、やむを得ない場合は積極的に再利用又は再資源化を推進することとし、資源の有効利用の確保を図り適正処理の徹底を行うこと。
- 5 工事施行中は、気象情報などに十分注意し、災害が発生するおそれがある場合は、速やかに必要な防災措置を講じること。
やむを得ず災害が発生したときは、速やかに応急処置を行い、県知事にその状況を報告すること。
- 6 開発行為の施行に当たっては、周辺住民に事前説明を行う等の措置をとり、トラブルの発生を未然に防止するよう努めること。
- 7 工事施行中は、工事管理者を現場に常駐させ、十分監督させること。
- 8 その他、必要に応じて「宅地防災マニュアル」により防災措置を講じること。
- 9 工事施行内容に変更を生じた場合は、事前に打合せを行い、確認後に施行すること。
- 10 申請者及び工事施行者は、当該開発行為を廃止又は停止する場合には、届出を行うとともに、工事によって損なわれた公共施設の機能を回復し、土地の形質の変更等による土砂崩れ、出水等により開発区域内及び周辺に損害を及ぼさないよう適切な措置を講じること。



【改正】菊陽町定住促進補助金制度について

最終更新日：2024年4月1日

菊陽町では、対象地区の活性化を促進するため、対象地区に定住する子育て世帯に対して、住宅の新築・購入、リフォーム等又は転入・転居、出生児の養育に要する費用の一部を補助します。（令和6年4月1日改正）

※本補助金の申請が増加しておりますので、予算の都合上、対象者につきましてはお早めにご相談ください。

対象期間

平成30年10月1日から令和11年(2029年)3月31日まで

対象地区

菊陽南小学校校区（行政区：井口、辛川、道明、曲手、馬場楠、戸次）

対象者

次の要件をすべて満たす人

- ◎ 対象地区内に、対象となる同居者と共に3年以上居住する人
- ◎ 小学生以下の3親等以内の扶養親族と同居する人
ただし、①②③の申請者は妊娠中の2親等以内の親族と同居でも可
- ◎ ③④の申請をする場合はそれぞれ次の要件を満たす人
 - ・③の申請者と対象同居者は、過去3年以上その住宅に居住していないこと
 - ・④の申請者と対象同居者は、過去3年以上対象地区内に住所を有していないこと
- ◎ 世帯員のいずれも菊陽町の町税、保険料、使用料などを滞納していないこと
- ◎ 世帯員のいずれも暴力団員でないこと
- ◎ 過去にこの補助金の交付を受けた人または交付決定を取り消された人でないこと
ただし、⑤の申請者を除く。

補助金額

補助金額表

対象項目	補助金	加算金
①住宅を新築または購入した人 （既に自己が居住している住宅の建替えは対象外）	100万円	小学生以下の扶養親族 1人当たり 20万円
② 中古住宅を購入した人	50万円	
③ リフォーム等を行った住宅に転入（転居）した人 （既に自己が居住している住宅のリフォームは対象外）	リフォーム等に要した費用の 1月2日以内 （限度額50万円）	
④ ①、②、③以外の対象地区内に転入（転居）した人	小学生以下の扶養親族1人当たり 10万円	
⑤ 対象地区内の人が出産した出生児を養育する人	出生児1人当たり10万円 （①・②・③の交付申請時に妊娠中だった出生児の場合は20万円）	

補助金の支給時期

交付決定日から3カ月以内 ①・②・③の補助金額半額＋加算金、④・⑤の全額

交付決定日から3年経過後 ①・②・③の残り補助金額半額

申請方法

①・②の人は新築（購入）した日、③・⑤の人は転入（転居）した日、⑤の申請は出生児の出生日から6ヶ月以内に必要書類を都市計画課へ提出してください。

申請書等様式

[申請書 \[その他のファイル/74KB\]](#) 

[誓約書 \[その他のファイル/66KB\]](#) 

[請求書 \[その他のファイル/78KB\]](#) 

定住促進補助金交付要綱

[菊陽町定住促進補助金交付要綱 \[その他のファイル/209KB\]](#) 

このページに関する
お問い合わせは

都市整備部 都市計画課
〒869-1192
菊陽町大字久保田2800番地
電話：096-232-4927
ファックス：096-232-3614

(ID:1553)

 このマークがついているリンクは別ウィンドウで開きます



※資料としてPDFファイルが添付されている場合は、Adobe Acrobat(R)が必要です。
PDF書類をご覧になる場合は、Adobe Readerが必要です。正しく表示されない場合、最新バージョンをご利用ください。

別ウィンドウで開きます

このページを見ている人は、こんなページも見ています。

2019年2月19日更新 [町営住宅](#)

2024年7月5日更新 [菊陽町空家等対策計画を策定しました](#)

2026年4月30日更新 [住宅改修費の申請について](#)

2026年6月16日更新 [＜物価高騰対策＞きくよう みんなの応援券を配布します](#)

2026年7月1日更新 [戸建て木造住宅耐震改修等事業について](#)

[ページの先頭へ](#)

[このホームページについて](#) | [個人情報の取り扱い](#) | [リンク集](#) | [免責事項](#) | [RSS配信について](#) | [サイトマップ](#)

菊陽町役場 法人番号:2000020434043

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 Tel:096-232-2111 Fax:096-232-4923

[開庁時間] 月曜～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで（国民の祝日、休日、年末年始を除く）

[交通アクセス](#)

[庁舎案内](#)

Copyright © 2019 Kikuyo Town All rights reserved